

令和3年度の法改正等

1 押印省略に係る支部様式及び貸付細則の改正について

地方公務員等共済組合法施行規則、地方公務員等共済組合法施行規程及び地方公務員等共済組合法施行規程運用方針において、組合員等に対して又は会計処理上押印を求めている手続きについて、押印等を不要とするための規定の改正が行われたことから、支部の各事業において使用している諸様式及び支部貸付細則に定めている諸様式のうち、押印が省略可能なものについて、令和3年4月1日付けで改正を行った。

＜主な改正点＞

- 1 組合員本人の押印省略
- 2 所属所長の証明欄の削除
- 3 事務担当者の押印欄の削除

2 オンライン資格確認等システムの本格運用の開始について

マイナンバー制度のインフラを活用したオンライン資格確認等システムについて、令和3年10月20日より本格運用が開始された。

このシステムは、被保険者情報を個人単位で一元管理する仕組みが構築されているため、退職等で加入する健康保険制度が変わっても、新たな健康保険証の発行を待たずマイナンバーカードを利用して保険医療機関を受診できるものである。

なお、令和4年1月17日現在、当支部においてマイナンバーカードの健康保険証利用申込を行った組合員及び被扶養者は3,500名（全組合員・被扶養者の約7%）である。

3 介護納付金に係る掛金率の改定について

令和3年4月から、介護納付金（40歳以上65歳未満の組合員が対象）に係る掛金率が次のとおり引き上げられた。

令和3年3月まで	令和3年4月から
1,000分の7.49	1,000分の8.90

4 人間ドック及び脳ドックのWeb申込みについて

これまで人間ドック及び脳ドックの申込みは書面で行ってきたが、令和4年度の健診から教育部及び県立学校以外はWeb申込みに変更した。この変更に伴い、すべての健診受診者の検査キット等は、所属所送付から自宅等の住所宛てに送付することとし、所属所における事務の省略化を図ることとした。

なお、申込み方法は当共済組合静岡支部ホームページにログインし、Web申込みから所定の項目を入力し登録することで完了となる。申込み状況は下表のとおり。

＜申込状況＞

種別	対象人数	申込人数	(内訳) 県立学校等	(内訳) 左記以外
人間ドック	13,245人	12,178人	3,592人	8,586人
脳ドック	1,993人	1,562人	509人	1,053人

* 県立学校等の申込み方法は、人間ドックは健康管理データベースへの入力、脳ドックは従来どおり書面による。